

第3期上天草市行政改革大綱

“未来を創る、新しい時代の行政へ”

令和6年（2024年）3月
令和8年（2026年）3月改訂

目 次

はじめに	P 1
1 行政改革の基本的な考え方	P 2
(1) 行政改革の目的	
(2) これまでの行政改革	
(3) 行政改革の基本方針	
①市民の視点に立ち、市民満足度の高い行政経営の推進	
②組織の簡素化・平準化を進め、効率的な行政経営の推進	
③市民との協働と公民連携による行政経営の推進	
(4) 行政改革の視点	
①「経営」の視点	
②「サービス向上」の視点	
③「健全財政」の視点	
(5) 行政改革大綱の位置付け	
2 行政改革への取組	P 5
(1) 行政・サービス改革	
①組織機構改革	
②サービス改革	
③業務改革	
(2) 財政改革	
①財政健全化	
(3) 意識改革	
①職員育成	
②市民意識の醸成	
3 行政改革の推進体制	P 1 0
(1) 計画期間	
(2) 推進体制	
(3) 進行管理	
(4) 進捗状況の公表	

はじめに

本市は、平成 16 年（2004 年）3 月 31 日に旧大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町の 4 町が合併して誕生しました。

この第 3 期上天草市行政改革大綱が始まる令和 6 年度（2024 年度）は、「平成の大合併」から 20 年という節目の年を迎えることとなりますが、これからの行政運営は、かつて経験したことのないような社会経済構造の大きな変化の中で取り組んでいくこととなります。

本市の行政改革は、平成 18 年（2006 年）3 月に「上天草市行政改革大綱」を策定し、その取組内容について具体化した「行政改革実施計画」において行政改革の進捗管理を行いながら「行政・サービス改革」、「財政改革」、「意識改革」に取り組んできたところです。

しかしながら、近年の国内外の社会・経済情勢は大きく変化しており、今後ますます変化のスピードは加速していくことが予測されます。

その中でも地方自治体にとって、最も懸念されているのが人口減少や少子高齢化です。

本市の人口は、合併当時 35,677 人でしたが、現在（令和 5 年 4 月 1 日時点）24,678 人と 10,999 人減少し、合併当時 28.5%だった高齢化率（人口の 65 歳以上を占める割合）も現在では 42.4%まで高まっています。

国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年（2023 年）12 月に公表した「2050 年 将来推計人口」によると、27 年後の令和 32 年（2050 年）、本市の人口は 11,669 人で、令和 2 年（2020 年）の 24,563 人と比較した場合、52.5%の減少率が示され、全国の中でも、ものすごい勢いで減少していくことが予測されています。

本市をめぐっては、著しい人口減少や少子高齢化のほかに公共施設の老朽化、財政難など地方公共団体が抱えている共通の課題に直面している状況ですが、可能な限り現行の行政サービスを維持していくためにも、行政改革を継続しながら持続可能な行政サービスを提供して参ります。

1 行政改革の基本的な考え方

(1) 行政改革の目的

本市の行政改革の目的は、上天草市第3次総合計画において掲げた将来像「人と海のふれあうまち ～将来に向けたイノベーション（チャレンジ）による“幸せを実感する”持続可能なまちづくり～」の実現に向け、簡素で効率的な組織体制を構築するとともに、市民との協働によるまちづくりの推進を図りながら、行政を取り巻く環境に的確に対応するため、行政の在り方全般を見直すものです。

本市の将来像の実現に向けては、市民と協働し、現在から将来にかけて、可能な限り市民に大きな負担を強いることがないように、持続可能な安定した行政運営の仕組みの確立を目指し、行政改革を推進します。

新型コロナウイルス感染症の流行や、深刻な人口減少、少子高齢化などの社会的課題に対応するためには、さらなる行政改革が必要不可欠です。

(2) これまでの行政改革

本市では、平成18年（2006年）3月に「上天草市行政改革大綱（実施期間：平成18年度（2006年度）～21年度（2009年度）」を、平成28年（2016年）2月に「第2期上天草市行政改革大綱（実施期間：平成28年度（2016年度）～令和5年度（2023年度）」を策定し、「経営・サービス向上・健全財政」の3つの視点のもと、「行政・サービス改革」、「財政改革」、「意識改革」の3分野において、行政改革実施計画に掲げる各改革項目に取り組んでまいりました。

目標が達成された項目や改善が図られた項目もありますが、市税をはじめとする自主財源の乏しい中、改めて厳しい財政状況を認識するとともに、危機意識をもってデジタルトランスフォーメーションなどの社会情勢とマッチングした行政改革を推進して参ります。

(3) 行政改革の基本方針

人口減少、少子高齢化、デジタル技術の高度化、新型コロナウイルス感染症の流行や国際情勢の変化、物価高騰など、社会情勢が大きく変化する中で、増大する市民ニーズ全てに対応することは極めて困難になっています。

このような時代にあっては、過去の既成概念にとらわれることなく、新しいことにチャレンジしていく組織風土を構築するとともに、地域や各種団体など様々な主体と連携を図る必要があります。

このため、行政改革の推進に当たっては、これまで進めてきた行政改革を継続しつつ、次の3つを基本方針として取り組んでまいります。

①市民の視点に立ち、市民満足度の高い行政経営の推進

これまでの「市民生活や地域社会にとって、何がよくなったか、何のためになったのか」と言う市民が実感できる成果を重視した行政経営を推進します。

②組織の簡素化・平準化を進め、効率的な行政経営の推進

厳しい財政状況の中にあって社会経済の急速な変化に対応し、多様化・高度化する市民のニーズに的確に対応するため、経営基盤の強化を図るとともに、職員の資質向上と組織の簡素化・効率化を図ることにより、質の高い行政サービスを提供する行政経営を推進します。

③市民との協働と公民連携による行政経営の推進

市民と行政が互いに良きパートナーとして協力し合い、共通の目標を実現する協働のまちづくりを推進します。

このため、市民と情報を共有して行政経営の透明性を高めるとともに、行政が担うべき公共サービス領域の明確化とまちづくりへ市民が参画しやすい環境づくりを進めていきます。

また、地域コミュニティや各種団体、民間企業、近隣自治体など、様々な主体の特性や得意分野を活かした最適なパートナーシップを結ぶことで、限られた行政資源を有効に活用し、厳しい社会情勢、経済状況においても市民サービスの向上を目指します。

(4) 行政改革の視点

行政改革は刻々と変化する環境の中で、自律的・継続的な行政経営を目指し、不断の決意をもって取り組む必要があります。

本市では、地方自治の基本原則に立ち返り、限られた資源（ヒト、カネ、モノ）を効率的かつ効果的に活用し、より市民満足度の向上につながる行政改革を推進します。

そのため、次の3つの視点をもって取り組んでいくこととします。

①経営の視点

既存の事務事業を総点検して、成果を重視した行政経営を目指し、限られ

た行政経営資源（人、財源、モノ）を効率的かつ効果的にマネジメントできる体制を整備し、持続可能な行政経営に取り組みます。

確実な経営の実践に向けた職員の意識の醸成や人材の育成を行うことで、行政経営を支える組織づくりを進めます。

透明で公正な行政運営に積極的に取り組むことで、市民に開かれた行政の実現を目指します。

②サービス向上の視点

市民や地域のニーズを的確に捉え、行政サービスのスクラップアンドビルドを念頭に行政の役割及び責任を明確にし、現状を把握・分析して課題を解決するために、行政経営資源を能率的・効率的に配分することで、行政サービスの維持・向上を図ります。

民間等と行政の協働によって解決できる課題については、協働で課題解決にあたることで、サービスの質的向上を目指します。

行政サービスの提供に当たっては、行政責任の確保、秘密保持、受託能力など、多角的な観点から検討を行いながら、民間が効率的・効果的にできることは、民間に委ねるといった基本原則のもと、民間のノウハウや活力を積極的に導入し、経費の削減を図るとともにサービスの向上を目指します。

③健全財政の視点

厳しい財政状況の中において、少子高齢化の進展に伴う福祉施策や環境対策など、多様化・複雑化する行政課題に適切に対応することが求められています。

自律的かつ継続的な行政運営を進めていくためには、財政の健全化、弾力性を高めていくことが重要であり、地方自治の使命である「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本として、歳入の確保及び行政コストの削減に引き続き務め、経営の健全化を目指します。

（５）行政改革大綱の位置付け

この大綱は、本市の最上位計画である「上天草市第3次総合計画」に掲げる行財政分野の個別計画です。

また、「上天草市第3次総合計画基本構想」の目標の一つである「健全な行財政と協働のまちづくりに支えられたまちづくり」を目指して、行政改革の基本的な考え方や取組内容を示し、着実に推進していくための指針です。

2 行政改革への取組

地方分権が進展する中、自治体には自己責任・自己決定が求められています。行政改革は、従来の行政内部における経費の削減、減量、効率化などといった観点からのみ捉えるのではなく、自治体と地域の自立により、新しい時代に対応できる柔軟で活力に満ちた行政運営を実現していくための取組みであることを認識することが大切です。

そこで、住民協働、住民自治、地域コミュニティ、効率性を基本に市民の理解と協力を得ながら「安心・安全で自立した地域づくり」に向けて市民と行政の役割分担を確認しあい、両者が一体となった改革を推進していくことが必要となります。

本市では、行政改革を推進するため、次の3つの改革分野に取組みながら行政サービスの向上を目指します。

(1) 行政・サービス改革

少子高齢化の進展による人口減少、景気の低迷等により、本市の財政状況は大変厳しい状況にあります。

地方分権が進み、国や県からの権限移譲による業務量の増大が見込まれる中、市では限られた行政経営資源を有効に活用し、最大限の効果が発揮できるよう簡素で効率的な組織体制を構築します。

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民の負託に応えるため、市民と行政の役割分担を明確にし、事務事業の見直しやデジタル技術の活用、民間の活用による業務の効率化などに取組みます。

①組織機構改革

地方分権に的確に対応し、多様化・複雑化していく市民ニーズにこたえていくために、限られた行政経営資源で最大限の効果を創出できるよう、仕事の効率性を上げやすい簡素な組織体制に変革するとともに、市民の利便性に配慮し、各職場の事務量の把握や事務の見直しを行い、適正な人事管理と組織機構の再編を行うことにより、常に最適な組織の形成に努めます。

〈主な改革項目〉

- ・ 組織機構の再編
- ・ 人事

②サービス改革

行政が本来担うべき役割と責任を明確にしたうえで、行政の守備範囲の見直しにより、民間との協働による行政サービスの提供に取り組みながら、経費の削減に努めるとともに、行政サービスの公平性とサービス水準の適正化を図ります。

〈主な改革項目〉

- ・ 公共施設の見直し
- ・ 民間活力の活用
- ・ 公平性の確立

③業務改革

市民との対話を基本として、情報公開制度の適正な運用を行うなど開かれた市政を推進します。

市民ニーズへの迅速・的確な対応や業務の高度化、省力化等を図るため、行政の情報化を推進し、効率的・効果的な行政運営を行います。

〈主な改革項目〉

- ・ 業務の効率化
- ・ 住民協働

(2) 財政改革

財政構造については、地方交付税、地方債などへの依存型から財政力に見合った自立型への転換を図ります。

新たな行政需要に的確に対応し、市民の信頼に応えるため、「歳入に見合った歳出」という財政運営の基本に立ち、的確な財政見通しとコスト意識の徹底により一層の健全化に努めます。

①財政健全化

社会経済情勢を注視しながら、「財政基盤の強化」、「自主財源の確保」、「行政コストの削減」を柱として、市民との連携と調和により財政健全化を図り、将来を見据えた財政運営を行います。

〈主な改革項目〉

- ・ 財政基盤の強化
- ・ 自主財源の確保
- ・ 行政コストの削減

(3) 意識改革

効率的で効果的な行政運営を進めていくうえで、市民の信頼と負託に応えていくためには、職員一人ひとりが常に目的意識と高い意欲をもって、既成概念にとらわれず、柔軟な発想で市民とともに行動していくことが必要となります。

そのため、「上天草市人材育成基本方針」に基づき、職員が自己啓発に取り組みやすい環境づくりや職員研修の実施により、職員の政策形成・業務遂行能力の向上やコスト意識及び経営感覚の醸成を図り、組織としての総合力(組織力)を高め、より質の高い行政サービスが提供できるよう職員の育成に努めるとともに、市民に対しても、行政との協働意識の醸成が図られるよう努めます。

「上天草市が目指す職員像」

- ・ 強い責任感と広い視野を持ち、創造性ある仕事をする職員
- ・ 常に市民の信頼を意識し、親切かつ誠実な仕事をする職員
- ・ 優れた専門知識と経営感覚で、効率的な仕事をする職員

①職員育成

職員にまず求められることは、職務での課題を発見し、施策を的確に遂行するために必要とされる能力と意欲です。

自己の能力開発に主体的に取り組むとともに、個人の能力が発揮できるような環境を整え、全職員の意識を統一するため、基本的に全職員を対象とした研修を実施します。

また、職員のやる気の向上や活性化を図るため、「自分自身を振り返る機会を設け、眠っている情熱を掘り起こし、能力開発により希望を与え、納得性のある公正処遇によって充実感・満足感を分かち合う」人事評価制度を推進します。

〈主な改革項目〉

- ・ 能力開発／意欲促進

②住民意識の醸成

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などによる様々な地域課題に的確に対応していくため、市民が「地域でできることは地域で自主的に行う」という住民自治の基本原則のもと、行政との協働による課題解決が図られるよう市民意識の醸成に努めます。

〈主な改革項目〉

- ・ 住民自治

3 行政改革の推進体制

(1) 計画期間

この大綱に基づく行政改革の実施期間は、令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）までの8年間とします。

(2) 推進体制

行政改革を着実に実施するため、市長を会長とする「上天草市デジタル行政改革会議」を中心に、全職員が積極的に計画を推進し、全庁的に取り組みを実行するものとします。

(3) 進行管理

この大綱に示した行政改革の基本方針に沿って、取組内容を具体化した「行政改革実施計画」により着実に実行し、上天草市デジタル行政改革会議において進行管理を行います。

また、実施期間中に発生する新たな課題等に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

(4) 進捗状況の公表

大綱及び実施計画の進捗状況については、毎年度、市ホームページ等で公表します。